

区分	☒ 新規 ☐ 再提案		
種類	☒ 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 建設
要望先	☒ 国 ☐ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	総務省、消防庁
件名	4 「緊急防災・減災事業債制度」の継続について		
提案市	松本市、須坂市		
提案要旨	平成28年度までの事業年度となっている「緊急防災・減災事業債制度」について、平成29年度以降も継続することを要望する。		
提案理由	平成23年度から設けられた「緊急防災・減災事業債制度」は手厚い財政措置(地方債充当率100パーセント・交付税算入率70パーセント)が講じられており、公共施設の耐震化や防災拠点施設の整備等に積極的に活用されている。 本制度は平成28年度まで継続され、29年度以降の取扱いは検討とされているが、防災拠点となる公共施設等は経年劣化も進んできており、財源計画を含めた計画的な整備が必要で、終了年度までにすべての施設等を整備することは非常に困難であることから、同制度の継続を要望する。		
現況及び課題等	〈松本市〉 防災行政無線（同報系、移動系）の整備拡充を事業実施しているが、市内全地区への実施は完了していない。 【同報系】昨年度旧松本市地区の整備が完了し、今後合併地区の整備を行う予定。（地理的条件から相当の時間（平成34年度完了予定）と経費を要する。） 【移動系】平成19年11月以前に製造されたシステム（旧スプリアス規格）のため、平成34年11月までに更新が必要になる可能性がある。 〈須坂市〉 災害時に避難所等となる防災拠点施設は経年劣化が進んでおり、財源計画を含めた計画的な改修等が必要だが、終了年度までに全ての施設を整備することは非常に困難である。また、災害発生を想定すると同一年度中に施設の改修等が集中することはリスクも伴う。		
法令関係	東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律		